

庁議および市政戦略会議の運営方針の改訂について

改定の目的

全国的に長時間勤務等が社会問題となっており、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの推進の観点から、長時間勤務の縮減等が求められています。

本市においても、昨年度策定された「平成29年度草津市役所働き方改革プラン」において、業務の効率化について取り組むよう方針が示されたところです。

このことから、本年度の庁議および市政戦略会議の運営方針の見直しを行い、会議の効率化および会議内容の充実を図ることといたします。

主な改訂内容

①市政戦略会議における方針決定後の部長会議への付議区分の見直しについて

(P.1、P.5、P.15)

- ・市政戦略会議において方針が確定した場合は、その後の部長会議において、審議案件としての付議は行わず、重要報告案件として付議することとする。

②パブコメを伴う計画策定における付議区分の見直しについて(P.2)

- ・パブコメを伴う計画策定については、中間協議時とパブコメ実施前とで方向性等の変更がない場合は、部長会議への付議を省略し、総括副部長会議のみ付議することとする。

③会議資料について(P.3)

- ・会議資料については、論点を明確にまとめた資料の添付や、重要箇所をアンダーラインで強調するなどして、審議しやすい資料とする。

④タイムキーパー制の導入について(P.3)

- ・1案件当たりの協議（審議）時間が30分を超える場合、課題等を再整理して次回に継続協議（審議）とする。

⑤総括副部長会議構成員の見直し(P.13)

- ・総括副部長会議には、所管する案件の担当副部長も出席できるものとし、案件に関係する担当副部長も必要に応じて出席できるものとする。

⑥総括副部長会議における原部説明の省略について(P.13・14)

- ・総括副部長会議では、3日前までに資料を配信することにより、原部からの説明を省略し、質疑から開始することとする。

⑦市政戦略会議における付議手順の見直しについて(P.15)

- ・市政戦略会議では、関係部長には紙面により、関係部長以外の部長にはメールにより開催日を通知していたが、関係部長への通知もメールにより行うこととする。